第二十三条の二第七項第三号ハ中「要支援認定」の下に「を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号に該当していたこと」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第四十条の二第二項に規定する財務省令で定める被相続人は、相続の開始の直前において、介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号に該当していた者とする。

第二十三条の五の二第五項第一号に次のように加える。

ヘ　施行令第四十条の四の二第四項第六号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ト　施行令第四十条の四の二第四項第七号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

チ　施行令第四十条の四の二第四項第八号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

第二十三条の五の二第五項第二号中「ホまで」を「チまで」に改め、同条第六項第三号イ中「前項第一号ホ」を「前項第一号チ」に改め、同条第七項中「第十項」を「第十項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同条第十項第一号イ(1)(iv)中「（同号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては、同号イ又はロのいずれかに定める金額）」を「又は同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」に改め、同号イ(1)(v)を次のように改める。

(v)　その他参考となるべき事項

第二十三条の五の二第十項第一号イ(4)を削り、同号イ(5)中「(6)に」を「(5)に」に改め、同号イ(5)を同号イ(4)とし、同号イ(4)の次に次のように加える。

(5)　当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約書その他の書類で当該住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i)　当該住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合　当該新築又は取得をした住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii)　当該住宅用家屋が法第七十条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合　(i)に定める事項、当該新築又は取得に係る対価の額又は費用の額並びにこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

第二十三条の五の二第十項第一号イ(6)を削り、同号ロ(1)中「(4)を除く。）」を削り、同号ロ(3)中「及び当該住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(4)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同号ハ(1)中「イ(1)から(3)まで及び(6)に掲げる」を「イ(4)を除く。）に定める」に改め、同号ハ(4)中「及び(5)」を削り、同項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)中「(4)に」を「(3)に」に改め、同号イ(2)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書その他の書類で当該既存住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i)　当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合　当該取得をした既存住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第六項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をした年月日

(ii)　当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合　(i)に定める事項、当該既存住宅用家屋の取得に係る対価の額並びに当該対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

第二十三条の五の二第十項第二号イ(4)を削り、同号ロ(1)中「(2)を除く。）」を削り、同号ロ(3)中「及び当該既存住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築対象家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i)　当該増改築対象家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合　当該増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）が施行令第四十条の四の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものであること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日（以下この号において「工事完了年月日」という。）並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細（以下この号において「工事費用の額等」という。）

(ii)　当該増改築対象家屋が法第七十条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合　(i)に定める事項、当該増改築等に係る工事に要する費用の額並びに当該費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

第二十三条の五の二第十項第三号イ(4)及び同号イ(5)を削り、同号ロ(1)中「(2)を除く。）」を削り、同号ロ(3)中「及び当該増改築対象家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同号ハ(1)中「(5)に」を「(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に」に改め、同号ハ(4)中「から(4)まで」を「及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）に改め、同条第十一項中「もの」とあるのは「もの」を「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日」と、「もの」とあるのは「もの、当該特定受贈者が法第七十条の二第二項第六号に規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類」に改める。

第二十三条の五の三第二項第三号を次のように改める。

三　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育を目的とする施設として定められているもの

第二十三条の五の三第二項第四号中「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第五項第一号中「及び」の下に「個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）並びに」を加え、同項第五号中「の同条第一項」を「（以下この条において「取扱金融機関」という。）の法第七十条の二の二第一項」に、「取扱金融機関の営業所等」を「営業所等」に改め、同条第六項第一号中「及び」の下に「個人番号並びに」を加え、同項第四号中「により」の下に「金銭又は」を加え、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「の間」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十五項第一号イ中「法第七十条の二の二第二項第一号に規定する」及び「（イにおいて「教育資金」という。）」を削り、同項第二号イ中「金融機関の法第七十条の二の二第一項に規定する」を「取扱金融機関の」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項第一号中「及び」の下に「個人番号並びに」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号中「法第七十条の二の二第二項第二号に規定する」及び「第三号及び次項において「教育資金管理契約」という。）」を削り、「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同項第三号中「及び」の下に「個人番号並びに」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「及び」の下に「個人番号並びに」を加え、同項第二号中「又は住所若しくは居所」を「、住所若しくは居所又は個人番号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第一号中「及び」の下に「個人番号並びに」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号中「及び」の下に「個人番号並びに」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を削り、同条第七項第一号中「以下この号及び次項において「領収書等」という。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。